

令和 8 年（2026 年） 8 月 2 1 日

長崎市長  
鈴木 史朗 様

長崎市上下水道事業運営審議会  
会長 穴倉 学

### 水道料金のあり方について（意見）

水道は、市民生活や経済活動に欠かせない重要なライフラインであり、将来にわたり安全な水道水を安定的に供給していくことが求められる。

そのためには水道施設の維持管理及び更新を適切に行う必要があるが、人口減少等の要因により、その財源となる水道料金収入は減少傾向にあり、今後もその傾向が続く見通しである。

本審議会では、健全な水道事業を継続するためには、事業運営の根幹となる水道料金の改定が避けられない一方で、水道料金の改定は市民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、持続可能な水道事業の運営と市民負担のバランスを考慮しながら水道料金の今後のあり方について審議を重ね、審議会としての意見をとりまとめたので、ここに意見書として提出する。

### 記

#### 1 料金の改定について

今後の経営見通しでは、令和 11 年度から単年度収支が赤字となる見込みであることから、次のとおり水道料金の改定が必要である。

- （１）料金算定期間は、令和 11 年度から令和 14 年度までの 4 年間とすること
- （２）水道料金の平均改定率は 12.27% とすること
- （３）基本料金、従量料金は、それぞれ次のとおりとすること

#### 【基本料金】

1 か月あたりの料金（単位：円）

| メーター口径  | 現行     | 改定案     | 現行との<br>差額 |
|---------|--------|---------|------------|
| 20mm以下  | 805    | 1,100   | +295       |
| 25mm    | 1,000  | 2,500   | +1,500     |
| 40mm    | 2,500  | 7,500   | +5,000     |
| 50mm    | 4,500  | 13,500  | +9,000     |
| 75mm    | 9,500  | 35,500  | +26,000    |
| 100mm   | 16,000 | 72,000  | +56,000    |
| 150mm   | 33,000 | 198,500 | +165,500   |
| 200mm以上 | 45,000 | 417,000 | +372,000   |

#### 【従量料金】

1 m<sup>3</sup>あたりの料金（単位：円）

| 用途    | 使用水量の<br>単位                  | 現行  | 改定案 | 現行との<br>差額 |
|-------|------------------------------|-----|-----|------------|
| 一般用   | 1～10m <sup>3</sup>           | 70  | 80  | +10        |
|       | 11～50m <sup>3</sup>          | 260 | 260 | ±0         |
|       | 51～100m <sup>3</sup>         | 330 | 330 | ±0         |
|       | 101～1000m <sup>3</sup>       | 396 | 360 | ▲36        |
|       | 1001m <sup>3</sup> ～<br>（新設） |     | 250 | ▲146       |
| 公衆浴場用 |                              | 70  | 80  | +10        |
| 船舶用   |                              | 170 | 180 | +10        |
| 臨時用   |                              | 396 | 360 | ▲36        |

## 2 今後の事業運営について

長崎市の水道事業が健全経営を維持したうえで、安全かつ安定的な水道事業を次世代へと引き継がれるよう、次の点に留意して事業運営を行うこと。

- (1) 料金改定にあたって市民・事業者に対する丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること
- (2) 安定的な水道事業を持続するため、水道料金については、定期的に見直しを行うこと
- (3) 安全・安心な水道水の供給のため、施設の老朽化対策を強化すること
- (4) 持続可能な水道事業運営を行っていくために、経営改善の取り組みを進めること
- (5) 水需要の増加を図るため、水道水を使ってもらうためのPRを進めること

# 水道料金のあり方について

## 意見書「本編」

令和8年8月21日

長崎市上下水道事業運営審議会

## 1 審議会の設置目的（背景）

水道は、市民生活や経済活動に欠かせない重要なライフラインであり、将来にわたって安全な水道水を安定的に供給していくことが求められる。

一方で、高度経済成長期に集中的に整備された施設等は、老朽化が進むことで漏水事故などの発生リスクが高まっており、適切に維持管理を行うとともに、計画的に更新していかなければならない。しかしながら、その財源となる水道料金収入は給水人口の減少や節水機器の普及等により減少傾向にあり、今後もその傾向が続く見通しである。

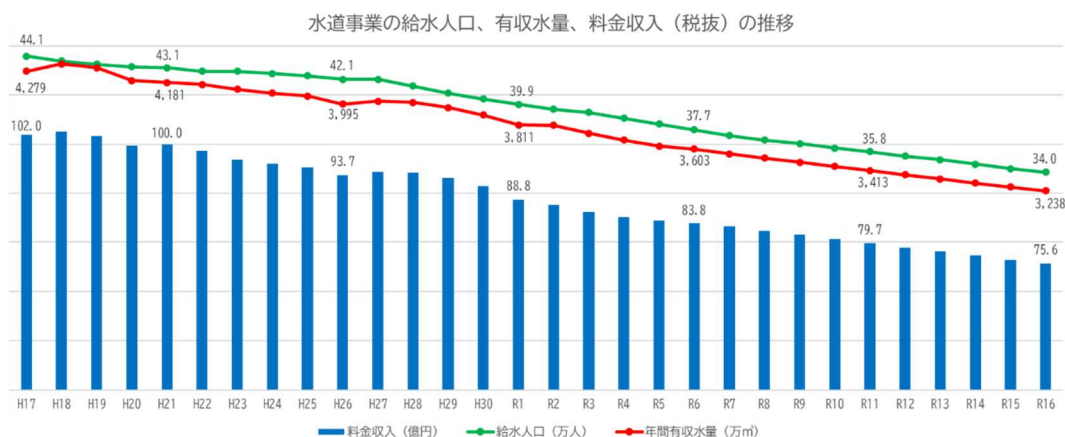
長崎市上下水道事業運営審議会（以下、「審議会」という。）は、長崎市の上下水道事業の適正かつ合理的な運営、健全な経営を図るために設置されたものであるが、今般は、特に経営状況が厳しい水道事業運営の根幹である水道料金のあり方について意見を求められたため、以下のとおり審議会としての意見を取りまとめるものである。

## 2 水道料金のあり方

### （１）水道料金改定の必要性

**今後の経営見通しから、水道料金の改定が必要である。**

長崎市の水道料金収入は、人口減少や節水機器の普及などの要因で減少傾向にあり、今後もその傾向が続く見通しである。



一方、長崎市の水道施設は高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く老朽化が進んでいる。また、近年全国的に大規模な水道管破損事故が頻発しており、計画的な更新が必要な状況にある。

#### 投資計画

(単位：億円)

|          | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
|----------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 浄水施設事業   | 15 | 19 | 31 | 58  | 60  | 120 | 48  | 12  | 14  | 31  |
| 配水施設事業   | 9  | 10 | 26 | 15  | 5   | 11  | 12  | 7   | 5   | 5   |
| 配水施設整備事業 | 22 | 22 | 22 | 22  | 22  | 22  | 22  | 22  | 20  | 20  |
| 計        | 46 | 51 | 79 | 95  | 87  | 153 | 82  | 41  | 39  | 56  |

浄水施設事業：浄水場の整備、設備の更新にかかる事業、長与町との新浄水場共同整備事業

配水施設事業：老朽化した配水タンク、配水ポンプの更新にかかる事業

配水施設整備事業：老朽化した管路の更新にかかる事業

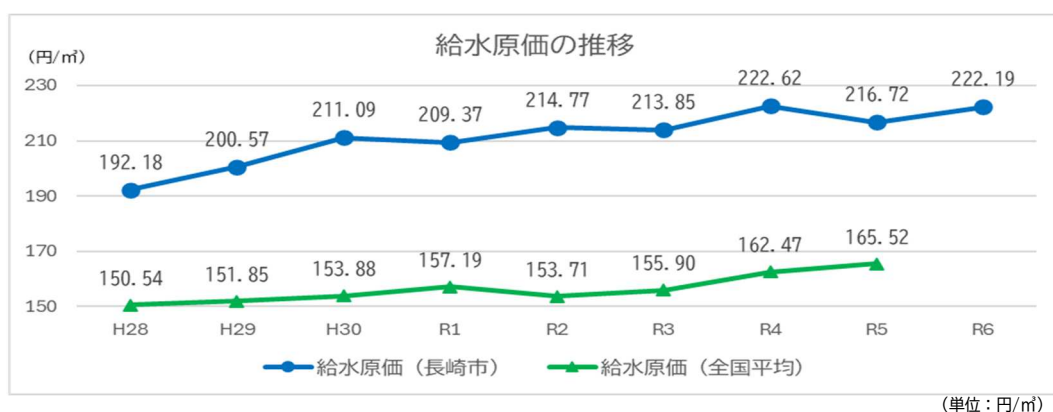
また、長崎市は斜面地が多いといった地形的な要因により配水ポンプや配水タンクなどの施設数が多いことから、これらの運転や維持管理にかかる費用が高額となり、他の自治体と比べて給水にかかるコストが高いことに加え、近年の物価高騰の影響を受け、維持管理にかかる費用が増大している。

#### 【配水タンク等設置数】

長崎市 233施設  
同規模事業体平均 77施設  
(同規模事業体は給水人口30万人以上の事業体)  
中核市平均 63施設  
(令和5年度決算時点、中核市(人口20万人以上)のうち57市対象)

#### 【償却資産(減価償却が発生する資産)】

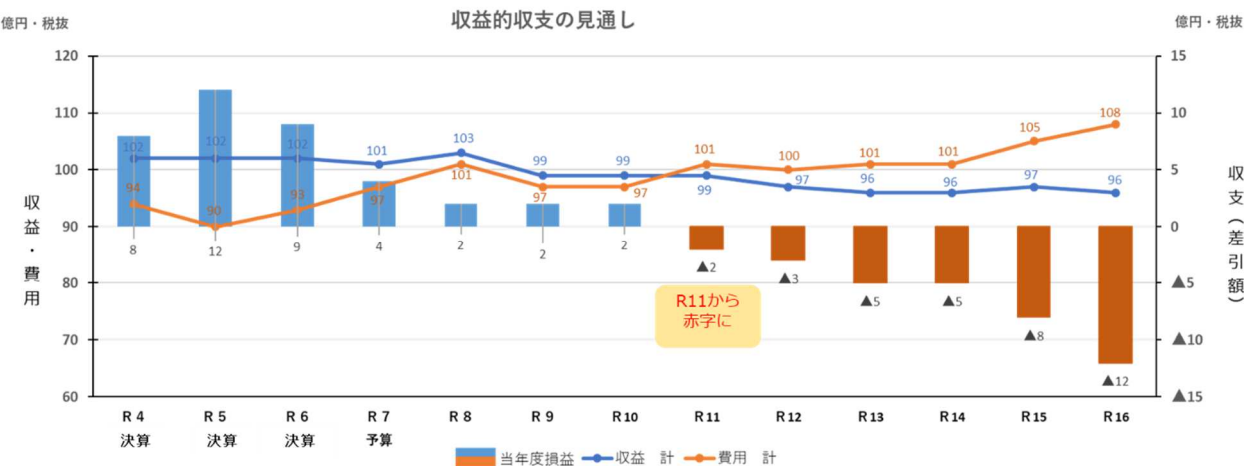
長崎市 約2,100億円 (令和5年度決算時点)  
中核市平均 約1,160億円  
(令和5年度決算時点、中核市のうち57市対象)



|            | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 給水原価(長崎市)  | 192.18 | 200.57 | 211.09 | 209.37 | 214.77 | 213.85 | 222.62 | 216.72 | 222.19 |
| 給水原価(全国平均) | 150.54 | 151.85 | 153.88 | 157.19 | 153.71 | 155.90 | 162.47 | 165.52 | -      |

給水原価：水道水1m³を製造するために必要な費用

このような厳しい経営環境において、長崎市としてはこれまで経営改善に向けた様々な取り組みを実施し、平成13年度に値上げの改定をして以来、現行の料金水準を維持してきたが、先に述べたような状況により更に収支は厳しさを増し、令和7年度から令和16年度までの10年間の事業計画による収支見通しでは、令和11年度以降、単年度赤字に転落する見通しであるため、水道料金の改定が必要であると判断した。



投資・財政計画

単位：億円

| 年度          |         | R4 決算 | R5 決算 | R6 決算 | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
|-------------|---------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 科目          |         |       |       |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 収益的収支 (税抜き) | 収入      |       |       |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|             | 水道料金    | 85    | 84    | 84    | 83  | 82  | 81  | 81  | 80  | 79  | 78  | 77  | 76  | 76  |
|             | 長期前受金戻入 | 11    | 11    | 11    | 11  | 11  | 11  | 11  | 12  | 11  | 11  | 11  | 13  | 12  |
|             | その他     | 6     | 7     | 7     | 7   | 10  | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 8   | 8   | 8   |
|             | 計       | 102   | 102   | 102   | 101 | 103 | 99  | 99  | 99  | 97  | 96  | 96  | 97  | 96  |
|             | 支出      |       |       |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|             | 人件費     | 11    | 11    | 12    | 12  | 13  | 11  | 12  | 11  | 13  | 11  | 12  | 10  | 12  |
|             | 維持管理費ほか | 31    | 30    | 33    | 36  | 36  | 36  | 34  | 36  | 34  | 35  | 34  | 35  | 35  |
|             | 減価償却費等  | 50    | 47    | 47    | 48  | 51  | 49  | 50  | 53  | 52  | 54  | 54  | 59  | 60  |
|             | 支払利息    | 2     | 2     | 1     | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
|             | 計       | 94    | 90    | 93    | 97  | 101 | 97  | 97  | 101 | 100 | 101 | 101 | 105 | 108 |
|             | 純利益     | 8     | 12    | 9     | 4   | 2   | 2   | 2   | △2  | △3  | △5  | △5  | △8  | △12 |
| 資本的収支 (税込み) | 収入      |       |       |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|             | 企業債     | 1     | 1     | 1     | 2   | 4   | 10  | 6   | 13  | 32  | 13  | 4   | 2   | 2   |
|             | 出資金     | 4     | 4     | 5     | 1   | 3   | 4   | 7   | 12  | 31  | 12  | 3   | 1   | 1   |
|             | その他     | 4     | 4     | 11    | 4   | 15  | 22  | 17  | 30  | 60  | 27  | 7   | 5   | 9   |
|             | 計       | 9     | 9     | 17    | 7   | 22  | 36  | 30  | 55  | 123 | 52  | 14  | 8   | 12  |
|             | 支出      |       |       |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|             | 建設改良費   | 49    | 53    | 51    | 39  | 51  | 79  | 88  | 74  | 130 | 78  | 42  | 40  | 58  |
|             | 企業債償還金  | 11    | 10    | 10    | 9   | 9   | 8   | 8   | 7   | 7   | 7   | 7   | 6   | 5   |
|             | その他     | 1     | 2     | 15    | 3   | 6   | 4   | 11  | 16  | 25  | 11  | 2   | 1   | 1   |
|             | 計       | 61    | 65    | 76    | 51  | 66  | 91  | 107 | 97  | 162 | 96  | 51  | 47  | 64  |
|             | 資本的収支差引 | △52   | △56   | △59   | △44 | △44 | △55 | △77 | △42 | △39 | △44 | △37 | △39 | △52 |

## （２）料金算定期間

**料金算定期間は、令和 11 年度から令和 14 年度までの 4 年間とする。**

料金算定期間は、水道法施行規則第 12 条第 2 号に基づき、おおむね 3 年から 5 年の期間で、各自治体の経営状況に応じて設定することになっている。

今後の収支見通しでは、料金収入の減少や建設改良費の増加に伴う減価償却費の増額等を踏まえると、現行の料金制度のままでは令和 11 年度に単年度収支が赤字となる結果が示されている。

また、令和 15 年度から新浄水場が供用開始する予定であり、これに伴い新たに減価償却費が発生するが、その金額は現時点で未確定であり、料金算定に適切に反映させることが困難である。

以上のことから、料金算定期間は収支見通しで赤字が発生する令和 11 年度を始期とし、新浄水場の供用開始の前の年度である令和 14 年度を終期とする 4 年間とすることが妥当と判断した。

## （３）料金改定の前提条件

料金改定は、料金算定期間における収支計画を基に行うが、前提条件として老朽施設に係る更新費用、確保すべき内部留保資金の金額、企業債の活用について方針を定める必要があるため、それぞれについて審議を行った。

### ア 施設の老朽化対策

安全な水を安定的に供給するためには、日常的な維持管理に加え、施設の新設改良や更新など、計画的な施設整備を進めていく必要がある。現在、長崎市では、浄水場について老朽化が進んでいることから、将来にわたり安定給水を維持するため、長与町と共同で新浄水場の整備に取り組んでいる。また、料金算定期間における老朽管の更新については、第 13 次配水施設整備事業（事業期間 令和 10～令和 14 年度）において実施する計画である。

事業実施にあたっては、これまで概ね 80 年としていた管路の更新サイクルを 100 年以上の耐用年数が期待できる資材を用いることにより、原則 100 年へと見直すとされている。さらに、更新を着実かつ速やかに進めるため、年間事業費を投資計画で計上していた 22 億円から 28 億円に増額し、強化を図っている。

く計画が示された。その計画では、すべての配水管の更新を一律に行うのではなく、市民生活への影響が大きい幹線管路などは予防的に更新(予防保全)し、その他の管路については破損を発見した場合に修繕を行い継続使用(事後保全)するなど、メリハリをつけた整備を行うことで事業費を抑え、かつ安全性を一定確保する方針が事務局から示されており、妥当と判断した。

料金算定期間における投資計画 (単位：億円)

|          | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----------|-----|-----|-----|-----|
| 浄水施設事業   | 60  | 120 | 48  | 12  |
| 配水施設事業   | 5   | 11  | 12  | 7   |
| 配水施設整備事業 | 22  | 22  | 22  | 22  |
| 計        | 87  | 153 | 82  | 41  |



(見直し後)

(単位：億円)

|          | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----------|-----|-----|-----|-----|
| 浄水施設事業   | 60  | 120 | 48  | 12  |
| 配水施設事業   | 5   | 11  | 12  | 7   |
| 配水施設整備事業 | 28  | 28  | 28  | 28  |
| 計        | 93  | 159 | 88  | 47  |

予防保全 対象：破損時に市民生活への影響が大きい幹線管路及び管径150～400mmの配水管  
事後保全 対象：管径150mm未満の配水管

## イ 内部留保資金

内部留保資金は、基本的には施設の更新費用に充当される資金であるが、災害等の非常時の運転資金としても活用できる資金である。

水道事業は、災害等が発生し収入が一時的に途絶えたとしても、水道水の供給を継続しなければならないため、そのために必要な一定の運転資金を確保しておかなければならない。

内部留保資金残高は、本来、水道料金収入の1年から1年半程度とすることが理想的ではあるものの、現行の料金水準からすると、そのような残高を確保した場合、水道料金の大幅な増額が必要となる。このことから、市民負担の激変を抑止するため、他都市で発生した大規模地震による断水期間が最長で約3ヶ月であった事例を参考に、年間最大支出月の支出額約20億円の3ヶ月分である60億円を常に確保する方針が事務局から示されており、妥当と判断した。

## ウ 企業債の有効活用

企業債の借入は少ない方が収支上のメリットはあるものの、水道施設の多くは、長期間にわたり使用できるため、企業債を適切に活用することで後年度の

世代にも一定の負担を求め、更新費用の世代間公平を図ることができ、また、あわせて内部留保資金の減少を一定抑えることができる。

なお、長崎市の企業債残高は他の類似都市と比較して少なく、企業債の発行余力が認められる状況である。

これらのことを踏まえ、事務局から企業債を従来の方針から一定程度増額し、老朽管の更新事業の財源として有効活用するという方針が示されており、妥当と判断した。

| 企業債残高給水収益比率※の年度別推移 |        |        |        |        | 総務省 公表 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年度                 | R 2    | R 3    | R 4    | R 5    | R 6    |
| 長崎市                | 131.32 | 122.31 | 112.39 | 102.71 | 92.67  |
| 類似団体平均値            | 259.56 | 248.92 | 251.26 | 255.84 | 253.22 |

※企業債残高給水収益比率

企業債の残高と料金収入の収益との比率を示す指標。

明確な数値基準はないが、比率は低いほうが借入依存度が低く、健全であるとされている。

#### (4) 料金水準、料金体系の改定案

##### ア 料金水準

**水道料金の平均改定率は 12.27%とする。**

料金改定については、まず料金算定期間における財政収支から収支不足額を算定し、不足額に対し内部留保資金を充当し、残りの不足額について企業債と水道料金の改定による増収分をもって充当する方針で検討を行った。

料金算定期間の財政収支における不足額は約 241 億円と見込まれる。これに対し、まず、内部留保資金から施設の更新財源や非常時の運転資金等として確保する約 60 億円を除いた約 170 億円を充当し、そのうえでなお不足する約 71 億円については企業債と水道料金の改定による増収分で充当することとし、企業債の充当額による 4 つのパターンのシミュレーションが事務局から示された。

その結果は、料金改定率 9.09%の (i) のパターンでは、経営上のリスクヘッジが全くとれておらず、安定的な水道水の供給の確保ができなくなるおそれがあり、また、料金改定率 18.65%の (iv) のパターンは、料金算定期間の収支バランスを考慮すると、料金改定率が高すぎる設定となる。

料金改定率 12.27%の（ii）のパターンと、15.46%の（iii）のパターンはいずれも収支バランスは適正であると考えられ、経営面において健全な状態を確保できるというものであるが、近年の物価高騰により市民生活の負担が増していることなどを鑑み、できるだけ料金改定率を抑えた 12.27%の（ii）のパターンが最も妥当と判断した。

|                             | (i)                                            | (ii)                                           | (iii)                                         | (iv)                           |
|-----------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------|
| 企業債の充当額<br>(第13次配水施設整備事業)   | 50億円                                           | 40億円                                           | 30億円                                          | 20億円                           |
| 料金算定期間の料金収入                 | 342.2億円                                        | 352.2億円                                        | 362.2億円                                       | 372.2億円                        |
| うち料金改定による増収額                | 28.5億円                                         | 38.5億円                                         | 48.5億円                                        | 58.5億円                         |
| うち純利益見込                     | 15.6億円(3.9億円/年)                                | 25.7億円(6.4億円/年)                                | 35.9億円(9.0億円/年)                               | 46.1億円(11.5億円/年)               |
| 資産維持費率(%)                   | 0.146%                                         | 0.241%                                         | 0.336%                                        | 0.431%                         |
| 令和14年度純利益見込<br>(料金算定期間最終年度) | 1.8億円<br>【R6当初予算 約4.4億円】                       | 4.4億円<br>【R6当初予算 約4.4億円】                       | 6.9億円<br>【R6当初予算 約4.4億円】                      | 9.5億円<br>【R6当初予算 約4.4億円】       |
| 料金改定率                       | 9.09%                                          | 12.27%                                         | 15.46%                                        | 18.65%                         |
| 評価                          | 市民負担の軽減 ◎<br>水道事業の経営 ×                         | 市民負担の軽減 ○<br>水道事業の経営 ○                         | 市民負担の軽減 △<br>水道事業の経営 ○                        | 市民負担の軽減 ×<br>水道事業の経営 △         |
|                             | R14(料金算定期間最終年度)の純利益が、直近のR6当初予算を下回り、経営上の余裕が全くない | R14の純利益が、直近のR6当初予算と同規模であり、期間中の経営に過不足のない適正な額である | R14の純利益が、直近のR6当初予算より多少余裕があり、期間中の経営に必要な額をやや超える | 純利益の規模が全体的に過大で、期間中の経営に必要な額を超える |
|                             | ×                                              | ◎                                              | ○                                             | ×                              |

## イ 料金体系

**基本料金は、すべての口径において引き上げる。**

**従量料金は、第1ランクを引き上げ、第4ランクは引き下げる。また、第5ランクを新設する。**

今回の料金改定では、基本料金はすべての口径の単価設定を引き上げる一方で、従量料金は逓増性を緩和する方針が事務局から示された。

現行の水道料金体系は基本料金と従量料金から構成されるが、施設の維持・更新にかかる固定的経費は、基本料金により賄うべきである。また、有収水量の減少が見込まれる中でも固定的経費を安定的に確保するには、料金収入に占める基本料金の割合を増加させる必要がある。しかしながら、これまでは市民負担軽減のために、一定の固定費相当分が従量料金に配賦されてきた。

また、口径が大きい利用者ほど、多くの水を安定して供給できるよう、浄水場、送配水施設及び配水池などの供給能力をあらかじめ確保しておく必要があることから、水道メーターの契約口径ごとの基本料金は、必要となる施設能力に応じて設定することが望ましい。しかし、平成13年度の料金改定の際には、

激変緩和措置として、口径 25 ミリ以上の基本料金は本来負担すべき水準より低く設定されてきた。

これらを踏まえると、日本水道協会が発行している「水道料金算定要領」に基づいて、基本料金についてすべての口径の単価を引き上げるという方針は妥当である。

一方、従量料金については、節水を促し、新規水源開発を抑制することを目的に、使用水量が増えるほど単価が高くなる逓増型が採用されている。しかし、有収水量の減少が見込まれる中で、これまでと同等の逓増度を維持することは、水資源の有効活用の点から見て望ましいものではない。

このため、使用水量に応じたランク分けについて、給水原価を大きく下回る第 1 ランク（1～10 m<sup>3</sup>）の単価を引き上げて安定的な料金収入の確保を図る一方で、第 4 ランク（101 m<sup>3</sup>以上）の単価を引き下げ、さらに単価の低い第 5 ランク（1001 m<sup>3</sup>以上）を新設することで逓増度を緩和し、水需要の喚起を図ることは合理的である。

なお、今回の見直しでも原価を回収しきれない第 1 ランクの単価は、今後も引き続き見直していく必要がある。

また、水道の使用用途の区分については、「一般用」とは別に「公衆浴場用」、「船舶用」及び「臨時用」を設けている現行の用途区分を継続し、各単価は一般用の見直し方針に準じた設定とすることが必要である。

以上から、基本料金はすべての口径において引き上げる一方で、従量料金はランク間の料金差を縮小し、逓増性を緩和するとした事務局の料金体系方針は妥当と判断した。

## ウ 料金表

料金水準と料金体系をそれぞれ見直した結果、料金表は次のとおりとする。

料金改定案（平均改定率12.27%）

1か月あたりの料金（単位：円）

| 基本料金        |        |             |         |            |
|-------------|--------|-------------|---------|------------|
| 現行          |        | 改定案         |         | 現行との<br>差額 |
| φ13mm・φ20mm | 805    | φ13mm・φ20mm | 1,100   | +295       |
| φ25mm       | 1,000  | φ25mm       | 2,500   | +1,500     |
| φ40mm       | 2,500  | φ40mm       | 7,500   | +5,000     |
| φ50mm       | 4,500  | φ50mm       | 13,500  | +9,000     |
| φ75mm       | 9,500  | φ75mm       | 35,500  | +26,000    |
| φ100mm      | 16,000 | φ100mm      | 72,000  | +56,000    |
| φ150mm      | 33,000 | φ150mm      | 198,500 | +165,500   |
| φ200mm以上    | 45,000 | φ200mm以上    | 417,000 | +372,000   |

1㎡あたりの料金（単位：円）

| 従量料金 |                   |     |                             |     |            |
|------|-------------------|-----|-----------------------------|-----|------------|
|      | 現行                |     | 改定案                         |     | 現行との<br>差額 |
| 一般   | ランク1<br>(1~10㎡)   | 70  | ランク1<br>(1~10㎡)             | 80  | +10        |
|      | ランク2<br>(11~50㎡)  | 260 | ランク2<br>(11~50㎡)            | 260 | ±0         |
|      | ランク3<br>(51~100㎡) | 330 | ランク3<br>(51~100㎡)           | 330 | ±0         |
|      | ランク4<br>(101㎡~)   | 396 | ランク4<br>(101~1,000㎡)        | 360 | ▲36        |
|      |                   |     | ランク5 <b>新設</b><br>(1,001㎡~) | 250 | ▲146       |
| 用途別  | 公衆浴場用             | 70  | 公衆浴場用                       | 80  | +10        |
|      | 船舶用               | 170 | 船舶用                         | 180 | +10        |
|      | 臨時用               | 396 | 臨時用                         | 360 | ▲36        |

### **3 今後の事業運営に対する意見**

#### **(1) 料金改定にあたって市民・事業者に対する丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること**

今回の水道料金の改定は、今後の経営見通しを踏まえると一定やむを得ないものと考えられるが、市民・事業者にとっては、大きな負担増となることから、市民に対しては連合自治会や中学校区単位で、事業者に対しては各業界単位で、丁寧な説明を行い理解を得るよう努めること。

#### **(2) 安定的な水道事業を持続するため、水道料金については、定期的に見直しを行うこと**

人口減少、物価高騰により経営環境は厳しさを増していくものと思われるが、今回の料金改定案は、市民負担の増を考慮し、抑制的な改定率となっている。経営改善を継続的に進めるとともに、今後においては、料金算定期間内の適切な時期に、当審議会に見直しの要否について意見を求め、見直しが必要と判断された場合は、遅滞なく見直しにかかる所要の手続きを行うこと。

#### **(3) 安全・安心な水道水の供給のため、施設の老朽化対策を強化すること**

長崎市の水道施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く老朽化が進んでいる。また、能登半島地震、熊本地震などの大規模自然災害に伴う断水は、市民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼしたところである。施設の老朽化は差し迫った課題となっている。その対策には多額の事業費が必要となるが、優先度を勘案し、企業債や有利な財源の活用を図ったうえで対策を強化していくこと。

#### **(4) 持続可能な水道事業運営を行っていくために、経営改善の取り組みを進めること**

将来の社会経済情勢を見据え、施設のダウンサイジング、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するとともに、担い手不足に備え、広域化、官民連携、技術の継承に努めること。

#### **(5) 水需要の増加を図るため、水道水を使ってもらうためのPRを進めること**

ミネラルウォーター、家庭用浄水器、ウォーターサーバーの普及が進むなど、飲用に「安全でおいしい水」を求める社会的関心が高まっている。水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）の取得やPFAS（有機フッ素化合物）等新たな化学物質への対策を確実に行之、水道水が安全・安心であることをPRすること。

また、長崎市の水道は、現在の供給能力において安定した給水が可能な状況であることを踏まえ、市民が安心して日常生活の中で水道水を利用できるよう、その魅力や利便性について積極的に発信すること。

## **4 おわりに**

本審議会では、施設の更新需要の増大や人口減少の深刻化など、水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の投資・財政計画の妥当性などを審議した結果、将来にわたって安定した水道事業を継続していくためには、料金改定はやむを得ないとの結論に至ったものである。

料金改定の検討に際しては、一律に現行料金を改定するのではなく、これまで水源の不足等から節水型の料金設定であったところを、今後は人口減少に伴い使用水量の減少が見込まれる中、より水道を使っただけのような料金設定とするなど、将来の経営安定を見据えた料金改定の審議を行った。

審議にあたっては、水道料金の改定は市民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、近年の物価高などの社会情勢を鑑み、市民負担とのバランスを考慮しながら、慎重に審議を重ねたものである。

水道事業を取り巻く環境は常に変化していることから、持続可能な水道事業運営を行っていくためには、料金のあり方について定期的に見直し、常に適正なものへとしていくことが必要である。

この意見書の主旨を踏まえ、長崎市の水道事業が健全経営を維持したうえで、安全かつ安定的な水道事業を次世代へと引き継がれるよう要望する。

参 考

令和7年度長崎市上下水道事業運営審議会委員名簿

| 団体等の区分            | 氏 名<br>(◎：会長 ○：副会長) | 所属（推薦）団体                      | 役 職              |
|-------------------|---------------------|-------------------------------|------------------|
| 学識経験のある者          | ◎ 穴倉 学              | 長崎大学経済学部                      | 教授               |
| 学識経験のある者          | ○ 蔣 宇静              | 長崎大学工学部                       | 教授               |
| 学識経験のある者          | 佐藤 裕弥               | 早稲田大学研究院                      | 教授               |
| 学識経験のある者          | 平賀 隆                | 公益社団法人 日本水道協会                 | 調査部総括<br>担当課長    |
| 学識経験のある者          | 利部 慎                | 長崎大学環境科学部                     | 准教授              |
| 市民活動団体を<br>代表する者  | 奥村 修計               | 長崎市保健環境自治連合会                  | 副会長              |
| 環境関係団体を<br>代表する者  | 中本 宏                | 環境カウンセリング協会長崎                 | 理事               |
| 教育関係団体を<br>代表する者  | 福島 匠                | 長崎市PTA連合会                     | 常任理事             |
| 消費者関係団体を<br>代表する者 | 玉城 亜紀子              | 長崎県生活協同組合連合会<br>(生活協同組合ララコープ) | 副会長<br>(ララコープ)   |
| 保健関係団体を<br>代表する者  | 清島 豊                | 長崎市食品衛生協会                     | 副会長              |
| 産業関係団体を<br>代表する者  | 高嶋 進                | 長崎商工会議所                       | 事務局長             |
| 産業関係団体を<br>代表する者  | 田中 雅資               | 一般社団法人<br>長崎国際観光コンベンション協会     | 理事長              |
| 報道関係団体を<br>代表する者  | 堂下 康一               | 株式会社 長崎新聞社                    | 報道部編集委員<br>兼論説委員 |
| 市民（公募）            | 古賀 逸輝               | —                             | —                |
| 市民（公募）            | 田中 優香               | —                             | —                |

## 参 考

### 長崎市上下水道事業運営審議会審議経過

| 開催日 |                   | 議事                          | 審議の内容                                                              |
|-----|-------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和7年<br>7月30日（水）  | 上下水道事業の経営<br>状況について<br>現地視察 | ・長崎市上下水道事業マスター<br>プラン2025の説明<br>・新浄水場建設予定地視察 ほか                    |
| 第2回 | 令和7年<br>8月28日（木）  | 水道料金のあり方について                | ・料金算定期間<br>・今後の投資計画において確保<br>すべき建設改良費、内部留保<br>資金残高の額<br>・企業債活用の必要性 |
| 第3回 | 令和7年<br>12月22日（月） | 料金水準・料金体系<br>の見直しについて       | ・料金水準、料金改定率の検討<br>・料金体系の検討<br>（基本料金と従量料金の配分、単<br>価設定）              |
| 第4回 | 令和8年<br>3月19日（木）  | 料金水準・料金体系<br>の見直しについて②      | ・これまでの審議会の振り返り<br>・新たな料金（案）と現行料金と<br>の比較<br>・今後の審議会の進め方について        |
| 第5回 | 令和8年<br>6月1日（月）   | 水道料金のあり方に<br>係る意見書について      | ・意見書の作成について                                                        |